

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		（略）
血小板減少性紫斑病	（略）	（略）
注射部位壊死又は注射部位潰瘍	（略）	二十八日
蜂巣炎（これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	（略）	（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十二条の二第四項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

農地法施行規則の一部を改正する省令

農林水産大臣 齋藤 健

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（農地台帳に記録された事項の提供）</p> <p>第百三条（略）</p> <p>2 農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第一百一条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。</p>	<p>（農地台帳に記録された事項の提供）</p> <p>第百三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付すものとする。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第二百四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

農林水産大臣 齋藤 健

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		（略）
血小板減少性紫斑病	（略）	（略）
蜂巣炎（これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	（略）	二十八日

農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

第一条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（令第八条第一項第三号イの農林水産省令で定める事業）</p> <p>第四条の四 令第八条第一項第三号イの農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）</p> <p>第四条の五 令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜二十六（略）</p>	<p>（令第八条第三号の農林水産省令で定める事業）</p> <p>第四条の四 令第八条第三号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）</p> <p>第四条の五 令第八条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜二十六（略）</p>